

ご来院の皆様へ

特定行為研修制度を ご存じですか？

専門的な知識と技術が必要とされる特定行為（診療の補助）を、
研修を受けた看護師が医師の指示を受けて安全に行っています。



確かなスキルを患者さんにお届けします



病院や施設において、
専門的な知識と技術が
必要とされる21区分
38行為の特定行為研修を
行っています。



医師があらかじめ
看護師に指示を行います。



ご理解とご協力を
お願いいたします。

特定行為に係る
看護師の研修制度



特定看護師とは、国が定めた「看護師特定行為研修制度」に基づき、薬の調整や傷の処置などの診療補助に関する教育と実習を終了した看護師です。

小島病院では医師の指示（手順書）のもとに、特定行為研修修了した看護師が十分な安全管理体制のもと特定行為を実施しております。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、もしご協力いただけない場合は、あらかじめ受付までお申し出ください。それにより診療上、不利益を被ることは一切ございません。

看護師特定行為委員会より